

台東区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1 改定の経緯

区は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、平成 26 年 9 月に台東区新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、対策を推進してきた。

令和 6 年 7 月、国は新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画の抜本的改定を行った。これに伴い、台東区新型インフルエンザ等対策行動計画についても特措法第 8 条に基づき、改定を行う。

2 改定の概要

（1）平時の準備の充実

平時から実効性のある訓練を定期的を実施するとともに、国・東京都等の関係機関と平時から連絡体制を構築し、有事の際に、より迅速に対応できる体制を確保する。

（2）幅広い感染症に対する対策の整理

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して、対応を整理する。

（3）柔軟かつ機動的な対策の切替え

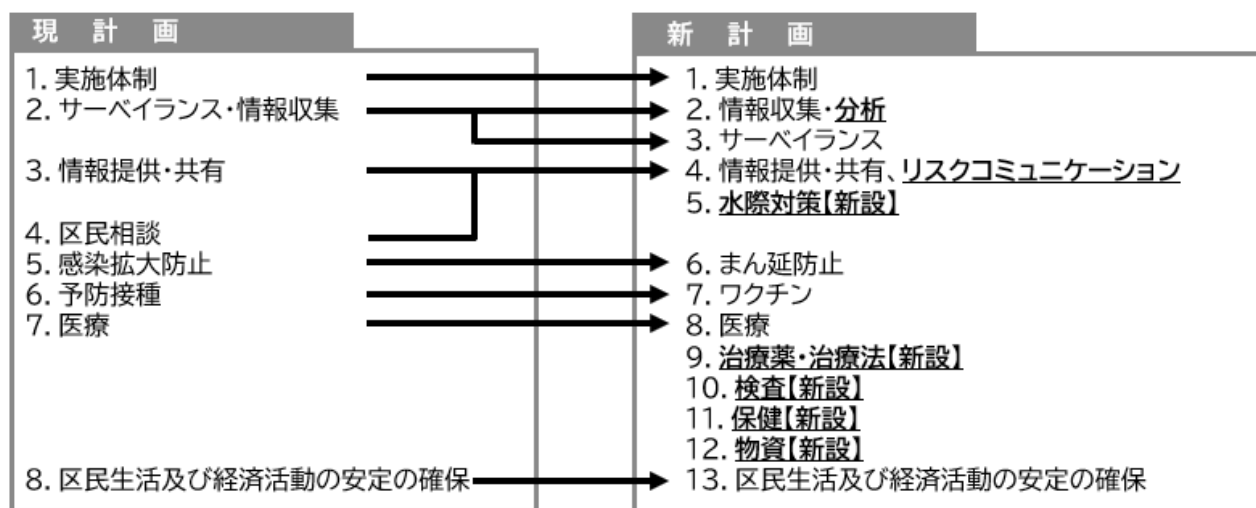
検査や医療提供体制の整備、社会経済の状況等の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替える。

（4）発生段階の考え方

発生段階を準備期・初動期・対応期の 3 期に分け、特に準備期（平時の取り組み）の記載を充実する。

(5) 対策項目の拡充

8項目だった対策項目を下記のとおり13項目に拡充する。それぞれの項目において内容を精緻化し、有事の際に迅速に対応できる危機管理体制を整備する。



3 今後の予定

令和7年11月	台東区保健所運営協議会・台東区健康危機管理連絡協議会に報告
令和7年第4回定例会	保健福祉委員会に報告（素案） パブリックコメントの実施
令和8年1月	台東区保健所運営協議会・台東区健康危機管理連絡協議会に報告
令和8年第1回定例会	保健福祉委員会に報告（最終案）
令和8年3月	改定